

## 大牟田市郵便入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱(平成15年4月1日施行。以下「要綱」という。)に規定する条件付き一般競争入札(以下「入札」という。)の入札方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札書の郵送)

第2条 入札参加者は、要綱第5条に規定する申請書及び必要書類を送付用封筒(様式第1号)に入れ、対象工事(要綱第2条に規定する「対象工事等」をいう。以下同じ。)ごとに定める配達指定日(原則として、開札日とする。)に大牟田市が受領できるように、配達日指定による簡易書留又は一般書留により郵送しなければならない。この場合において、提出期間は、配達指定日の10日から3日前までの範囲内において入札の公告で定める期間とする。

2 前項の規定により郵送する場合は、送付用封筒の所定の欄に、開札日、件名及び契約番号並びに差出人の住所、組織名及び代表者氏名を正しく記載しなければならない。

3 第1項の規定による郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(送付用封筒の受理及び整理)

第3条 企画総務部契約検査室次長は前条第1項の規定により郵送された送付用封筒を受理したときは、厳重に保管するものとする。

2 受理した送付用封筒は、対象工事等ごとに整理する。

3 送付用封筒が配達されているかの調査又は確認をする場合は、入札参加者において行う。

4 前項の調査又は確認の結果、未着の原因が郵便局の責めによるもの又は天災等不可抗力により配達されなかったものであることが、当初定めた開札日前日までに判明した場合に限り、当該送付用封筒が到着するまで、開札日時を延期することができる。

(送付用封筒の不受理事由)

第4条 次に掲げる事由に該当する送付用封筒は、不受理とする。

(1) 企画総務部契約検査室に直接持参する等郵送以外の方法で到着したもの

(2) 第2条第1項に定める郵送方法によらずに到着したもの

(3) 送付用封筒に所定の記述がないもの

(4) 対象工事等ごとに定める配達指定日に到着しなかったもの(前条第4項の規定により、開札日時を延期した場合を除く。)

2 前項の規定により不受理とした送付用封筒は、開封せずに、不受理とした旨及びその理由を書面により通知するものとする。

3 1つの入札参加者から、1つの対象工事等について2以上の送付用封筒が届いた場合は、受理して開札した上で、入札参加者が1つの対象工事等について2以上の入札を行ったと認められる場合は、調査の上当該入札を無効とすることができる。

付 則

この要綱は、平成15年9月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、同日以後に行う条件付き一般競争入札から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に行う条件付き一般競争入札から適用する。

様式第1号(第2条関係)

(角2号 長さ33.2cm・幅24cm)

送付用封筒(表)

〒836-8666		<b>配達 指定日</b>		<b>月日 (曜日)</b>		<b>入札書在中</b>
大牟田市有明町2丁目3番地						
大牟田市 企画総務部 契約検査室 行						
開札日	年	月	日	契約番号		
件名	工事(委託)					
差出人 (入札参加者)	住所 組織名 代表者氏名					

建設共同企業体の場合は、共同企業体名及び共同企業体の代表者の住所と組織名を記載してください。